

STOP!

菅首相への忖度・従属

学術会議会員の任命拒否は撤回せよ

菅首相による、日本学術会議が推薦した105人のうち6人の任命拒否が大問題となっています。任命されなかった6人は、安保法制・戦争法や特定秘密保護法、「共謀罪」などの違憲法制や辺野古新基地建設に反対する見解を表明してきた学者です。菅首相の意に沿わない学者の排除は、国家による「学問の自由」の侵害であり許してはなりません。



「学問の自由」侵害は 国民の利益を損ねます

日本学術会議は、1949年1月に設置された「政府から独立して職務を行う『特別の機関』」です。会員210人の任命は「（日本学術会議による）推薦に基づいて、内閣総理大臣が任命する」（日本学術会議法第7条2項）とされています。これは、憲法第6条の天皇による内閣総理大臣の任命行為と同様に裁量の余地はなく、推薦の承認が義務づけられるものです。政府は「形だけの推薦制であり…学会の方から推薦していただいたものは拒否しない」（1983年参議院文教委員会）と答弁しています。

今回の任命拒否は、憲法の「学問の自由」と日本学術会議の独立性を否定し、政府方針への忖度、従属を迫るものであり、国民の利益を損ねるものです。

立憲野党とともに 民主主義を守る政治の実現を

菅首相は、安倍政権の官房長官として、集団的自衛権行使容認の閣議決定にあたって内閣法制局長官人事に介入し、東京高検検事長の定年延長にも深くかわかり、内閣人事局による官僚支配を主導してきた張本人です。政権が決めた政策の方向性に反対する官僚は「異動してもらおう」とする菅首相が、異論を排除する強権的手法で「学問の自由」さえも侵害するものです。

権力への忖度や、黒を白と言いくるめる社会を許さず、立憲主義、民主主義を守る政治を実現するために力を合わせましょう。任命拒否の経過と理由の説明、任命拒否を撤回させるため、立憲野党の国会での追及とも連携して世論と運動を強めましょう。